

宅地造成等に関する工事許可申請手数料

(単位：円)

○手数料（県手数料条例及び市手数料条例）

切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積(㎡)	500以内	500を超え 1,000以内	1,000を超え 2,000以内	2,000を超え 5,000以内	5,000を超え 10,000以内	10,000を超え 20,000以内	20,000を超え 40,000以内	40,000を超え 70,000以内	70,000を超え 100,000以内	100,000超え	備考
	注										
申請手数料(円)	14,000	26,000	38,000	58,000	82,000	140,000	210,000	310,000	410,000	510,000	
変更手数料(円)	14,000	26,000	38,000	58,000	82,000	140,000	210,000	310,000	410,000	510,000	

注) 盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積が1 ha以上のものは、広島県東部建設事務所長（建築課）が担当部署となります。